

修理費用保険 保険料月払いに関する特約

＜ 目 次 ＞	ページ
第1条（この特約の適用条件と保険料の払込方法）	1
第2条（保険料の払込み）	1
第3条（保険料不払の場合の保険金支払）	2
第4条（保険料不払の場合の保険契約の失効）	2
第5条（継続契約の保険料）	2
第6条（保険料の返還または請求）	2
第7条（普通約款の適用除外）	3
第8条（準用規定）	3
<p>第1条（この特約の適用条件と保険料の払込方法）</p> <p>この特約は、保険契約者が保険料（この特約条項が付帯された場合の保険料をいいます。以下同様とします。）を月払いで払い込むことについて合意がある場合に適用します。</p>	
<p>第2条（保険料の払込み）</p> <p>1 保険契約者は、第1回目の保険料（以下「初回保険料」といいます。）として1ヶ月分を保険始期日までに、第2回目以降の保険料として保険始期日の1ヵ月後以降各月の保険始期日当日までに1ヶ月分を払い込まなければなりません。</p> <p>2 弊社は、保険契約者がコンビニエンスストア、銀行または団体へ払込みを行った日に、当該保険料を払い込んだものとみなします。ただし、団体への払込みは、次に掲げる条件をいずれも満たしていなければなりません。</p> <p>（1）団体が、弊社と保険料団体集金契約（以下「集金契約」といいます。）を締結し、集金契約に基づき保険料の集金ができる団体であること。</p> <p>（2）保険契約者が、集金契約を締結した団体の所属員であること。所属員とは、団体に所属または団体を構成する社員、職員、組合員、会員等をいい、団体の代表者を含みます。</p> <p>3 第2項にかかわらず、弊社は、保険契約者からクレジットカードによる保険料の払込みの申し出があった場合、弊社がカード会社へ当該クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで当該申し出に対する承認をした日（以下、「承認日」といいます。）を保険料払込日とします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。</p> <p>（1）会員規約等に定める手続きによってクレジットカードが使用されない場合。</p> <p>（2）弊社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、かつ、カード会社に保険料が既に払い込まれている場合を除きます。</p> <p>4 第3項の承認がなされる場合において、保険契約者がインターネットの保険申込画面にクレジットカード情報を入力した場合は、速やかに弊社がカード会社へ当該クレジットカード</p>	

ドの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで当該申し出に対する承認を行い、承認日を保険料払込日とします。弊社が第3項に規定するクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行うことができず、承認を行わない場合は、インターネットの保険申込画面または電子メールにより保険契約者に対しその旨を通知します。

5 保険料払込日と保険始期日が同一日の場合において、保険料の領収時刻より前に発生した事故による損害に対して、弊社は保険金を支払いません。

第3条（保険料不払の場合の保険金支払）

1 弊社は、保険契約者が、初回保険料を払い込むべき払込期日にその払込みを怠ったときは、初回保険料の払込み前の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

2 弊社は、保険契約者が、第2回目以降の保険料を払い込むべき払込期日にその払込みを怠ったときは、第2回目以降の保険料の払込期日の属する月の保険始期応当日の翌日以降に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

3 弊社は、第1項および第2項の規定にかかわらず、保険料を払い込むべき払込期日に払込みがない場合でも、保険契約者が、当該保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末（以下「保険料払込猶予期間」といいます。）までに当該保険料全額を払い込んだ場合、もしくは、保険料払込猶予期間満了日の翌日以降において、当該保険料全額を支払うべき保険金の額から差し引いた場合には、保険金を支払います。

第4条（保険料不払の場合の保険契約の失効）

1 保険料払込猶予期間までに、払い込まれるべき保険料の払込みがない場合には、保険契約は失効します。

2 第1項の規定により、保険契約が失効したときは、保険料を返還しません。

3 第1項の規定による失効日は、保険料払込猶予期間満了日の翌日とします。

第5条（継続契約の保険料）

第1条（この特約の適用条件と保険料の払込方法）、第2条（保険料の払込み）、第3条（保険料不払の場合の保険金支払）および第4条（保険料不払の場合の保険契約の失効）の規定は、継続契約の保険料についても、これを適用します。

第6条（保険料の返還または請求）

1 弊社は、普通約款第12条（告知義務）第2項の規定により、弊社が保険契約を解除したときは、保険料を返還しません。

2 弊社は、普通約款第12条（告知義務）第1項の規定により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、弊社は、変更前の保険料と変更後の保険料の差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

3 弊社は、普通約款第13条（通知義務）第3項の規定により、弊社が保険契約を解除したときは、保険料を返還しません。

4 弊社は、普通約款第13条（通知義務）第3項の危険増加が生じた場合または危険が減

少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、弊社は、変更前の保険料と変更後の保険料の差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

5 弊社は、保険契約者が第2項または第4項の追加保険料の支払いを怠った場合（弊社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその支払いがなかった場合に限り）は、保険契約者に対する書面の通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合、弊社は保険金を支払いません。既に保険金を支払っている場合は、その返還を請求することができます。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じたときより前に発生した普通約款第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害については、この限りではありません。

6 弊社は、普通約款第15条（保険契約の無効）第1項（1）の場合は保険料を返還しません。但し、弊社が、保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき事故が既に発生していたことを知っていたにもかかわらず、保険契約を締結した場合は、保険料の全額を返還します。

7 弊社は、普通約款第15条（保険契約の無効）第1項（2）の場合は、保険料の全額を返還します。

8 弊社は、普通約款第15条（保険契約の無効）第1項（3）の場合は、保険料は返還しません。

9 弊社は、普通約款第16条（保険契約者による保険契約の解約）第1項の規定により、保険契約者が保険契約を解約したときは、保険料を返還しません。

10 普通約款第17条（保険契約の取消し）の規定により、弊社がこの保険契約を取り消した場合には、弊社は保険料を返還しません。

11 普通約款第18条（重大事由による解除）第1項の規定により、弊社が保険契約を解除したときは、保険料を返還しません。

12 普通約款第19条（保険契約の失効）第1項の場合は、弊社は保険料を返還しません。

13 普通約款第20条（保険金額の調整）の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合は、弊社は保険料を返還しません。

14 第5項の規定により、弊社が保険契約を解除した場合には、弊社は、保険料を返還しません。

第7条（普通約款の適用除外）

普通約款第21条（保険料の払込み）、普通約款第22条（保険料の返還または請求）の規定は適用しません。

第8条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。